

会 則

河原塚小学校保護者と教師の会

松戸市立河原塚小学校保護者と教師の会会則

第1章 名称及び事務所

第1条 この会は松戸市立河原塚小学校保護者と教師の会(P T A)という。

第2条 この会の事務所を河原塚小学校におく。

第2章 目的

第3条 この会の目的は次の通りとする。

1. 家庭、学校及び地域社会と協力して児童の福祉を増進する。
2. 保護者と教師が互いに連携して児童の生活指導並びに心身の健全なる発達を育成する。
3. 保護者と教師が社会の一員として、よき保護者、よき教師となるためにたえず研修を行う。

第3章 方針

第4条 この会は第3条の目的を達成するために、次の方針に従い民主的に運営する。

1. 本会は児童の教育並びに福祉のために活動し営利的、宗教的、政治的な目的のために活動しない。
2. 本会は自主独立のものであって、他のいかなる諸団体の支配干渉を受けてはならない。
3. 本会と目的を同じくする他の団体及び機関と連絡し協力する。
4. 本会は学校や教育委員会の活動を助けるために意見をのべ、参考資料を提出するが、直接に学校の管理や教師の人事には干渉しない。

第4章 事業

第5条 この会は第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 児童の福祉増進に関する事業
2. 児童の生活指導のための事業
3. 学校運営に関し協力する事業
4. 学校の教育的環境整備に関する事業
5. 児童の向上のために行う研修、親和に関する事業
6. 広報宣伝に関する事業
7. その他、本会の目的達成のための事業

第5章 会員

第6条 この会の会員は河原塚小学校に在籍する児童の保護者（以下保護者という）及び教職員をもって組織する。

第7条 本会の会員は平等な権利と義務を有する。また会員は松戸市PTA連絡協議会、千葉県PTA連絡協議会、日本PTA全国協議会の会員となる。

第6章 会計

第8条 この会の経費は会費と、その他の収入をもってあてる。

第9条 会費は一世帯月額250円を上限とする。

第10条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 役員

第11条 この会の役員は次の通りとする。

1. 会長 1名（保護者）
2. 副会長 3名（保護者2名、教職員1名）
3. 書記 3名（保護者2名、教職員1名）
4. 会計 3名（保護者2名、教職員1名）
5. 保護者役員は会員の中から選出する。

教職員役員の場合は互選によって選出し総会で承認を得るものとする。

第12条 役員の任期は1年とする。但し引き続き再任しても差し支えない。役員の任期は3年を限度とする。また役員は他の運営委員、専門委員、会計監査を兼ねない。

第13条 役員が欠員となった場合は、運営委員会にて選出し補充するものとする。その任期は前任者の残任期間とする。

第14条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長はこの会を代表し、総会、役員会、運営委員会等を招集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、その任務を代行する。
3. 書記は総会及び運営委員会その他の会の議事を正確に記録する。
また各種会合について通知する。
4. 会計はこの会のすべての金銭の収入、支出を正確に記録し、総会において、会計監査を経て決算報告する。

第8章 役員の選出

第15条 この会の役員の選出は、次の通りとする。

1. 推薦委員会は、保護者役員並びに会計監査の候補者を推薦・選出し、毎年信任投票を実施しなければならない。

2. 推薦委員会は、保護者役員並びに会計監査の選出及びその選挙管理の権限を有する。
3. 推薦委員会は、毎年4月に構成される。
4. 役員候補者の追加推薦は総会の際行うことができる。
5. 新たに選出された保護者役員並びに会計監査の就任は4月1日とする。
6. 任務終了後解散とする。

第9章 総会

第16条 この会の総会は定期総会、臨時総会とする。

1. 定期総会は年1回とする。総会は、前年度の会計、決算報告、事業報告、新年度の予算案、事業計画、役員及び会計監査を選出、その他必要な事項について審議決定する。
2. 臨時総会は、会長または運営委員会が必要と認めるとき、または会員の2分の1以上の要求があった場合、これを開く。

第17条 この会の総会は出席者及び委任状を合わせて、会員の3分の1以上の数をもって成立する。議決は出席者の過半数の賛成を要する。

第10章 役員会及び運営委員会

第18条 この会の役員会及び運営委員会は必要に応じて会長が招集する。

第19条 役員会は役員をもって構成する。

第20条 役員会は次のことを行う。

1. 総会に提出する議案の審議
2. 運営委員会に提出する議案の審議
3. 予算案、決算書の作成
4. 細則の作成及び運用
5. その他の緊急事項の審議

第21条 運営委員会は次の通りとする。

1. 運営委員会は役員、会計監査、各学年委員、専門委員長及び副委員長をもって構成する。
2. 運営委員会には全ての会員が出席できる。

第22条 運営委員会は次のことを行う。

1. 総会に提出する議案の審議
2. 予算案の審議
3. 決算に関する事項の審議
4. 役員会から提出された議案の審議
5. 各委員会から提出された議案の審議
6. その他、本会の運営に関する事項の審議

第11章 委員会

第23条 この会に推薦委員会、特別委員会、専門委員会をおく。

第24条 推薦委員会を除く各委員会は会長の同意を得て、委員長がこれを招集する。

第25条 特別委員会は会長が必要と認めたとき、運営委員会にはかり設けることができる。

第26条 専門委員会は、学年委員会、文化委員会、広報委員会、校外指導委員会をおく。

第12章 会計監査

第27条 会計監査は毎年、総会において3名を選出する。

会計監査は活動状況を把握し、会計を監査して総会に監査結果を報告する。

第13章 委員及び部の選出

第28条 専門委員の選出は細則に準ずる。

第29条 部の選出は細則に準ずる。

第14章 各委員会

第30条 学年委員会の任務は次の通りとする。

1. 学年、学級児童の幸福と安全に関する事項
2. 各学年の意見の総合調整と学年間の連絡調整に関する事項
3. 学年、学級の意見を運営委員会に反映させること
4. 会員相互の研修に関する事項
5. 会員相互の情報交換及び運営委員会並びに学校よりの連絡に関する事項

第31条 文化委員会の任務は次の通りとする。

1. 会員の教養に関する事業
2. 児童の文化、体位の向上に関する事業
3. 社会教育に関する事業
4. 児童の保健衛生及び安全教育に関する事項
5. 会員の保健体育に関する事項

第32条 広報委員会の任務は次の通りとする。

1. PTA新聞の発行
2. 広報宣伝に関する活動

第33条 校外指導委員会の任務は次の通りとする。

1. 地区相互の連絡調整に関する事項
2. 児童の校外生活の指導に関する事項
3. 地区と学校との連絡協力に関する事項
4. 学校環境の向上に関すること

第15章 (附則)

- 第34条 本会の運営に関し必要な細則、規定、内規等は、この会則に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て制定或いは変更することができる。会長は議決後速やかに会員にその内容を通知しなければならない。
- 第35条 この会則の改正は総会において、多数決によって決定する。この総会を開催する場合、その内容を1週間前に通知しなければならない。
- 第36条 学校長はこの会と学校経営についての調整を行いすべての会議に参加できる。
- 第37条 この会の慶弔規定は別にこれを定める。
- 第38条 この会の会則は昭和49年11月1日より実施する。

昭和56年 4月27日会則一部変更
昭和59年 4月 1日会則一部変更
平成 3年 5月29日会則一部変更
平成 5年 3月12日会則一部変更
平成 9年 3月 1日会則一部変更
平成13年 3月 3日会則一部変更
平成14年 3月 2日会則一部変更
平成16年 3月 4日会則一部変更
平成22年 2月23日会則一部変更
平成25年 1月17日会則一部変更
平成25年 5月14日会則一部変更
令和 4年 5月31日会則一部変更